

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。

ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

Q1

私は、自身が役員を務める会社と税制非適格ストックオプション契約を締結していましたが、今後近い将来において権利行使をしたいと考えています。権利行使に先立って、その契約内容について税制適格要件を満たすように契約内容を変更し権利行使を行いたいと思っています。この場合、税制適格ストックオプションの取り扱いは問題なくでしょうか？

A1

税制適格ストックオプションとして取り扱うことはできません。

①付与決議に基づき株式会社と取締役との間に締結された契約により与えられた新株予約権等であること

②その新株予約権等に係る契約において同項各号に掲げる一定の要件が定められているものであること

従って、今回のケースでは付与時において税制適格要件を満たす条件での契約は行われていまいから、税制適格要件を

満たす契約内容に変更したとしても、租税特別措置法第29条の2の規定を適用することができず、株式の取得による経済的利益を非課税とすることはできません。

Q2

平成26年の税制改正において、ストックオプションについての改正が行われたという話を聞いたのですが、どのような内容なのでしょう。また、それはいつから適用となるのか教えてください。

A2

平成26年度税制改正大綱で盛り込まれた新株予約権(税制非適格ストックオプション)を権利行使する前に発行会社に譲渡した場合の課税関係についてです。

△改正前▽
税制非適格ストックオプションは権利行使時には給与所得等として総合課税される一方で、権利行使前に発行法人に譲渡した場合には、譲渡所得として申告分離課税が適用されていたため、高額納税者にとってはこの譲渡によって給与課税され

る場合と比べて納税額が抑えられる場合があります。

△改正後▽
上記の状況を踏まえ、税制非適格ストックオプションを権利行使前に発行会社に譲渡した場合の所得区分について改正が行われました。

「こやの」特定新株予約権とは、

以下に改正前と改正後の内容について説明します。

なお、この改正は平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用される予定です。

なお、この改正は平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用される予定です。

なお、この改正は平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用される予定です。